## 標準引越運送約款

- 第 1 条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯す る荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転 又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であって、この約款によ らない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の習慣によります。
- 3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに 応じることがあります。

- 第 2 条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に 掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

## 第2章 見積り

## (見徴り)

- 第3条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下 「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。
- 2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。 1 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 3 荷物の受取日時及び引渡日
- 4 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 5 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 6 解約手数料の額
- 7 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合 わせ窓口電話番号
- 8 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
- 9 その他見積りに関し必要な事項
- 3 前項第5号の記載については、第3号及び第4号の事項並びに積込み、取卸し、 搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分し てわかりやすく記載します。
- 4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合 に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを 行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 5 当店は、見積りの際に内金、手付金等(前項ただし書の規定による下見に要し た費用を除く。)を請求しません。
- 6 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の3日前までに、申込者に対して、見 積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第3章 運送の引受け

## (引受拒納)

- 第 4 条 当店は、次の各号の1に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶するこ とがあります。
- 1 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 2 運送に適する設備がないとき。
- 3 運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 4 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 5 天災その他やむを得ない事由があるとき。 2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶
- することがあります。 1 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人に
- おいて携帯することのできる貴重品
- 2 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
- 3 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、 他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- 4 申込者が第8条第1項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同 条第2項の規定による点検の同意を与えないもの

第 5 条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機 関と連絡して、又は他の貨物時自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関 を利用して運送することがあります。

## 第4章 荷物の受取

## (荷物の受取を行う日時)

- 第 6 条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。
- 第7条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよ うに荷造りをしなければなりません。
- 2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを 要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負 担により必要な荷造りを行います。
- (荷物の種類及び性質の確認)
- 第8条 当店は、荷物を受け取る時に、第4条第2項各号に掲げる荷物、貴重品(第 4条第2項第1号及び第3号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの(パソコン 等の電子機器を含む。第24条第2項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやす

# 平成2年運輸省告示第577号 最終改正 令和6年 国土交通省告示第210号

- いもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告す ることを荷送人に求めます。
- 2 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに 疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検するこ とができます。
- 3 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送 人の申告したところと異ならないときは、このために生じた損害を賠償します。
- 4 第2項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申 告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

### 第5章 荷物の引渡し

### (荷物の引渡しを行う日)

第 9 条 当店は見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、 引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

### (荷受人が不在の場合の措置)

- 第 10 条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、 あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者(以下「代理受取人」 という。)の氏名及び連絡先の申告を求めます。
- 2 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に 対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

## (引波しができない場合の措置)

- 第 11 条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確知するこ とができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他の 理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当 の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷 送人の負担とします。

## (引渡しができない荷物の処分)

- 第12条 当店は、相当の期間内に前条第1項に規定する指図がないときは、荷物を 倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。
- 2 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に 対して通知します。
- 3 第1項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 4 当店は、第1項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃 等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人 にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

## 第6章 指 図

### 第13条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につ き指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使す ることができません。

## (指国に応じない場合)

- 第14条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第1 項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。
- 2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に 通知します。

## 第7章 事 故

## (高荷の書の増置)

- 第 15 条 当店は、荷物の全部の減失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に 涌知1.ます。
- 2 当店は、荷物の相当部分の減失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したと き、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、 遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定め た期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって運送 の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。
- 4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知
- 5 第2項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、 荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に 通知します。
- 7 当店は、荷物の一部の減失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めず に運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

- 第 16 条 当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものである ことを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止する
- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 当店は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通 知します。

第 17 条 当店は、荷物の減失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、 荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から1年以内に限り、

### 第8章 運貨等

### (運賃及び料金)

- 第 18 条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表により
- 2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店の ウェブサイトに掲載します。
- 3 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係 る料金を収受します。

### (運営等の収号)

- 第 19 条 当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送 人から運賃等を収受します。
- 2 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。
- 1 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号 2 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 3 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載
- 1.ます。)
- 4 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
- 5 その他運賃等の収受に関し必要な事項
- 3 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、 見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修 正を行います。
- 4 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計 額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正について は、次の各号に基づき行います。
- 1 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」 という。) の合計額より少ない場合 実際に要する運賃等の合計額及びその内容に 修正します。
- 2 実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額を超える場合 荷送人の責 任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に 要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。
- 5 当店は、第1項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃 等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第2項から前 項までの規定を準用します。

### (事故等と運営、料金)

- 第 20 条 当店は、第 13 条第 1 項の規定により処分をしたときは、その処分に要する 運賃、料金その他の費用を収受し、並びに当店が既に行った運送及びこれに附帯 するサービスに要した運賃等を収受します。
- 2 当店は、第15条第2項及び第3項の規定により処分をしたときは、事故等が 荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、 その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。
- 3 当店は、荷物の一部の減失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込み に係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。
- 4 当店は、第15条第1項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第2項に規定す る荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該 事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に 限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受
- 5 第1項、第2項及び第4項の場合において、当店が既にその荷物について運賃 等の全部又は一部を収受している場合には、第1項、第2項又は第4項の規定によ り当店が収受することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

## (解約手敷料又は延期手敷料等)

- 第 21 条 当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取 日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期に指 図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。 ただし、第3条第7項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又 は延期手数料を請求しません。
- 2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。
- 1 見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等(料金にあっては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱 に要するものに限る。次号及び第3号において同じ。)の 20パーセント以内
- 2 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等の 30 パーセント以内 3 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき
- 見積運賃等の 50 パーセント以内 3 解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に 実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限る。)
- 4 第1項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

## 第9章 責任

第22条 当店は、荷物の受取(荷造りを含む。)から引渡し(開梱を含む。)までの 間にその荷物その他のものが滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは 損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償 する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用 した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠 らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 第23条 当店は、次の事由による荷物の減失、損傷又は遅延の損害については、損 害賠償の責任を負いません。
- 1 荷物の欠陥、自然の消耗 2 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似

- 3 ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 5 予見できない異常な交通障害 6 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 7 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への 引渡し
- 8 荷送人又は荷受人等の故意又は過失

## (引受制限者物等に関する特別)

- 第24条 第4条第2項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受 けた場合に限り、当店は、当該荷物の減失、損傷又は遅延について、損害賠償の 責任を負います。
- 2 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を 要する荷物 (第4条第2項各号に掲げるものを除く。) については、荷送人が第8 条第1項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存 在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことによ り生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、 損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

- 第25条 荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日 から3月以内に通知を発しない限り消滅します。
- 2 前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しま
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷 物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から3月以内に、荷送人が、第1項 の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第1項の期間は、荷送 人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなしま

## (損害賠償の額)

第 26 条 当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

- 2 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。 1 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき 受取遅延により直 接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 2 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき 引渡遅延により直 接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 第1号及び第2号が同時に生じたとき 受取遅延及び引渡遅延により直接生じ た財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引 渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

## 第 27 条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされ た日 (荷物の全部減失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日) から1年

- 以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。 2 前項の期間は、荷物の減失等による損害が発生した後に限り、合意により延長
- することができます。 3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷送 人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に 対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求 をされた日から3月を経過する日まで延長されたものとみなします。

- (連絡運輸又は利用運送の際の責任) 第 28 条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動運送事業者の行う運 送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、 この運送約款により当店が負います。
- (荷送人又は荷受人等の賠償責任) 第29条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質 若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければ なりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥 を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(施行期日) 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

2 この告示の施行前に見積書が発行された引越運送及びこれに附帯するサービス に係る標準引越運送約款については、なお従前の例による。

お客様とのお取引を安全かつ確実にすすめ、より良いサービスを提供させていただくため、 お客様に関する必要な情報を収集させていただいております。 これらの情報は、以下のような目的で使用致します。 (1) 引起サービスの手続きをスムーズにおこなうため (2) ご注文いただいた商品の発送を仕入先・宅配業者に委託するため



〒340-0051 埼玉県草加市長栄3丁目29番地2

TEL: 0120-55-2121 (フリーダイヤル

URL: http://www.okada2121.co.ip

■届出料金表(PDFリンク)